

宿泊施設ガイド支援制度ガイド

Comprehensive Support to Accommodations 2023

上質な旅館・ホテルを新築したい事業者様へ

補助金

宿泊施設を新設・増設した事業者様へ

優遇税制

宿泊施設の創業・新規開業・増改築・設備整備に

制度融資

奈良公園観光地域活性化総合特区での 新設・改修・増改築・設備整備に

総合特区支援

中小企業者の皆様の課題に対応する総合サポート

各種サポート

令和5年度

奈良県 産業・観光・雇用振興部 企業立地推進課



『奈良県宿泊施設立地促進事業補助金』のご案内

宿泊施設立地促進事業補助金

最大2億円を補助

地域の特性に応じた宿泊施設の立地促進を図ることにより、滞在型観光を一層推進するため県内に、旅館・ホテルを新築する事業者を対象として予算の範囲内で補助金を交付する制度です。

【対象者】 県内に旅館・ホテルを新築する事業者(当該宿泊施設の建物の所有者)で、下記●〜④の要件をすべて満たし、 その事業計画について事業着手前に知事の認定を受けた方 (※募集時期については、お問い合わせください)

- ◆旅館・ホテルの新築であること
- ❷客室数が30室以上または収容人員が100人以上であること
- ❸投資する当該宿泊施設に係る投下資産の額が5億円(南部東部地域における宿泊施設の新設の場合は3億円)以上であること
- ◆事業認定年度の翌年度末までに着工し、着工後3年以内に操業を開始すること

【補助率】 用地に係る経費を除く固定資産投資額の5%

【補助上限金額】 最大2億円 ※客室数100室以上、かつ平均客室面積20㎡以上の場合(それ以外は上限1億円)

※操業開始後は、旅館・ホテルとして10年間操業継続し、宿泊施設以外の用途に変更しないこと等の要件があります。 (他にも申請にあたっての要件や受付期間等がありますので、宿泊施設の新築をご検討の場合は事前にご相談ください。)

優遇税制

『宿泊施設充実のための県税の不均一課税』及び 『地域未来投資促進法に基づく優遇税制』のご案内

宿泊施設充実のための県税の不均一課税

事業税・不動産取得税を最大1億円軽減

令和8年3月31日までの間に宿泊施設を新設又は増設し、それぞれの要件を満たした事業者の方を対象に、事業税及び不動産取得税の軽減を行います。

【事業税の軽減】

- 【要 件】 下記●②の要件をいずれも満たす宿泊施設を新設又は増設した方
 - ●客室数30室以上又は収容人員100人以上(移転、改築の場合は、客室数30室以上の増加又は収容人員100人以上の増加が必要)
 - ②宿泊施設を事業の用に供した方の県内の事業所において、新規雇用(雇用期間の定めのない者等であって、 県内に住所を有する者に限る)が5人以上、かつ増加する県内の総従業者数が5人以上(*宿泊施設以外の用 途に変更した場合は、軽減措置を受けられません。)
- 【軽減措置】 当該宿泊施設を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降の3年又は3事業年度における所得金額部分にかかる事業税率の1/4を軽減(ただし、1年又は1事業年度における軽減額は1億円を限度とする)

【不動産取得税の軽減】

- 【要 件】 下記●②の要件をいずれも満たす宿泊施設を新築又は増設した方
 - ●客室数30室以上又は収容人員100人以上(移転·改築の場合は、客室数30室以上の増加又は収容人員100人以上の増加が必要)
 - ❷3年間宿泊施設以外の用途に変更しないこと
- 【軽減措置】 宿泊施設およびその敷地(水平投影)部分について、課税標準となるべき価格の1/4に相当する額に税率を乗 じて得た額を減額(ただし軽減額は家屋と土地を合わせて1億円を限度とする) *敷地については、取得日の翌日から1年以内に建設に着手する必要があります。

※当該宿泊施設設置後、速やかに県企業立地推進課との事前協議が必要となります。対象期限を過ぎると適用不可となる場合があります。

地域未来投資促進法に基づく優遇税制

不動産取得税を課税免除

地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って行う事業のうち、国が先進性を確認した事業について、令和7年3月31日までに設置した施設について、土地・建物等の取得に係る不動産取得税等に対して課税免除措置の適用を受けることができます。

【不動産取得税の課税免除】

- 【要 件】 土地・建物等の取得価額の合計額が1億円超
- 【軽減措置】 建物・附属設備・構築物及びそれらの敷地である土地(取得後1年以内に着工したものに限る)の取得にかかる不動産取得税を課税免除

※不動産取得税の課税免除を受けるには、「地域経済牽引事業計画」に従って行う事業の開始前に知事の承認を受け、建物・設備等の取得前に国の先進性の確認を受ける必要があります。



『奈良の宿泊施設育成支援資金』及び 『地域未来投資促進資金』のご案内

※当支援資金は、認定年度中(3月末日まで) に融資実行を受けてください。

奈良の宿泊施設育成支援資金

県内で魅力のある宿泊施設を新たに営もうとする方及び宿泊施設の魅力向上を図る中小企業者に対し資金を融資することにより、おもてなし産業の推進を図り、本県中小企業の振興を目的とする制度です。

【創業支援資金(宿泊施設認定枠)】

融資利率0%・保証料無料

【対象者】 県内で宿泊施設を創業しようとする方で、下記●~④のいずれかに該当し、その事業計画について事業着手前 に知事の認定を受けた方

- ●事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1か月以内に県内で新たに事業を開始する、あるいは2か月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有する方
- ②中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する方
- ❸事業を営んでいない個人が、新たに事業開始後(事業開始後1年未満に法人なりした者を含む)又は新たに会社設立後1年未満の方
- ◆中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続しつつ新たに設立された会社であって、その設立の日以後1年未満の方

【内容】

資金使途	設備資金・運転資金 (運転資金のみの利用不可)		融資限度額	1,500万円
融資期間	7年以内(内据置:1年以内)	融資利率	年0% (令和6年3月までの借受者に限る)	
保証料率 担保 他	保証料率: 0% (県が全額負担) 保証料率: 0% (県が全額県) グ 担保: 不要 奈良県信用保証協会の保証が必要 / 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要			

【既存事業者による宿泊施設開業支援資金】

支払利子を県が5年間補助

【対象者】 県内で宿泊施設を開業しようとする方で、下記❶❷のいずれかに該当し、その事業計画について事業着手前に 知事の認定を受けた方

- ●県内で宿泊業に進出しようとする方で、次の(A)または(B)に該当する方 (A)現在行っている事業を廃業し、宿泊業を開始することにより事業の転換を図ろうとする方 (B)現在行っている事業を継続しながら、宿泊業を開始することにより経営の多角化を図ろうとする方
- ❷現在宿泊施設事業者であって、県内で新たに宿泊施設を開業しようとする方

【内容】

3	資金使途	設備資金・運転資金 (運転資金のみの利用不可)		融資限度額	2億8,000万円	
	融資期間	設備資金:20年以内(内据置:1年以内) 運転資金:10年以内(内据置:1年以内)	融資利率	年1,75% (令和5年4月時点) ※令和6年3月までの借受者には、 融資実行日から5年間県が上限2.0%の利子を補給(ただし融資利率 が年2.0%を下回る場合はその利率)		
	保証料率 担保 他					

【宿泊施設増改築・設備整備支援資金】

支払利子を県が5年間補助

【対象者】 県内の宿泊施設の増築・改築又は設備の設置を行おうとする県内の既存宿泊施設事業者で、その事業計画について事業着手前に知事の認定を受けた方

【内容】

資金使途	設備資金		融資限度額	2億8,000万円	
融資期間	20年以内(内据置:1年以内)	融資利率	年1.75% (令和5年4月時点) ※令和6年3月までの借受者には、 融資実行日から5年間県が上限2.0%の利子を補給(ただし融資利率 が年2.0%を下回る場合はその利率)		
保証料率 担保 他	保証料率:経営状況に応じた所定の料率 (年0%~0.9%) / 担保:必要な場合あり 奈良県信用保証協会の保証が必要 / 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要				

地域未来投資促進資金

地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取り組みへの支援

【対象者】 地域未来投資促進法に基づき、「地域経済牽引事業計画」について知事の承認を受けた方で、その承認に係る 当該事業計画に従って事業を行う方

【内容】

3]	資金使途	設備 (運転設備含む) 資金・運転資金	融資限度額	2億8,000万円
	融資期間	設備(運転設備含む)資金:15年以内(内据置:1年以内) 運転資金:7年以内(内据置:1年以内)	融資利率	金融機関所定金利
	保証料率 担保 他	保証料率: 0% (県が全額負担) / 担保: 必要な場合あり 奈良県信用保証協会の保証が必要 / 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要		

【取扱金融機関】 ※上記制度融資における各資金は、金融機関を通じての融資となります。

商工中金(奈良支店)、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずは銀行、南都銀行、京都銀行、紀陽銀行、関西みらい銀行、中京銀行、三十三銀行、 大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合(順不同)

総合特区 支援

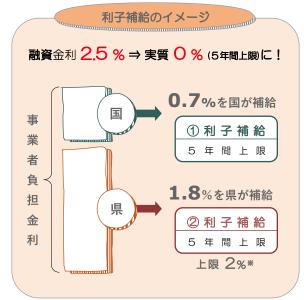
『宿泊施設整備資金(総合特区支援)利子補給金』のご案内

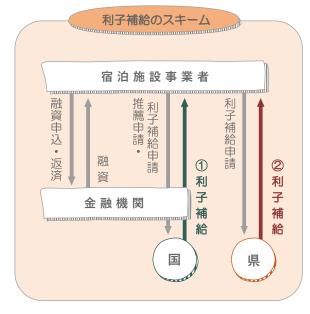
宿泊施設整備資金(総合特区支援)利子補給金

奈良公園観光地域活性化総合特区の区域内の宿泊施設事業者が新設、改修、増改築、設備の整備等を行い、指定金融機関から融資を受ける場合、国から指定金融機関を通じて利子補給金が支給されます。また、県では当該制度に加え、宿泊施設事業者が負担した軽減後の利子額に対し、更に利子補給の支援を行います。

【対象者】特区区域内において、宿泊施設の新設、改修、増改築、設備の整備等に要する資金について、内閣総理大臣から総合特区支援利子補給金交付要綱に基づいて総合特区支援利子補給金の支給対象者事業者としての推薦を受け、指定金融機関から融資を受けた方(利子補給金の対象となる経費は、事業者が指定金融機関から受けた融資について支払った利子とする)

【内容】





※融資利率から、国利子補給率を差し引いた利率を、 県利子補給の対象とします。

【取扱金融機関】 ※上記融資制度における各資金は、金融機関を通じての融資となります。

南都銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、京都銀行、奈良信用金庫、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、京都中央信用金庫(順不同)

各種サポート

各種サポート制度のご案内

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援

中小企業・小規模事業者が抱える課題に対し、具体的な解決策を ワンストップで提供し、成果を出すようサポートします。

専門家による個別企業支援

創業・開業に伴う事業計画の策定や、経営課題の解決策に、経験 豊かな専門家のアドバイスを受けることができます。 公益財団法人奈良県地域産業振興センター 奈良県よろず支援拠点柏木本部 TEL 0742-81-3840 近鉄奈良駅前サテライトオフィス TEL 0742-81-3546

公益財団法人奈良県地域産業振興センター 事業推進課 経営力向上支援係 TEL 0742-36-8312

【支援制度に関するお問い合わせ】 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県 産業・観光・雇用振興部 企業立地推進課 TEL (0742) 27 - 8872

(ホームページアドレス) https://www.pref.nara.jp/52329.htm



※当ガイドに掲載の支援制度は、下宿・民泊及びいわゆるラブホテル等は、対象となりませんのでご注意ください。 (下宿・民泊とは、住宅宿泊事業法第3条第1項の規定に基づく届出により営むものです。) また、奈良県ではこのガイドに記載された支援制度の他にも、経営上の課題解決や経営戦略に応じて活用いただける 制度を様々ご用意しております。